

高知県 南国市

(金抜)

公園 第1号

高知県 南国市 一円

南国市公園施設長寿命化計画策定業務委託 実施設計書

履行期限 令和 8年 2月27日

令和 7年 5月26日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

委託概要			起工又は変更理由
長寿命化計画の検討と策定			
対象地：地区公園			
予備調査			
対象地：地区公園			
健全度調査と健全度・緊急度判定			
一般施設A N=9施設			
一般施設C N=2施設			
遊具A N=2基			
遊具B N=1基			
建築物（300m2以下） N=1棟			

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、南国市（以下、「発注者」という。）が委託する「南国市公園施設長寿命化計画策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、南国市の所有する公園施設において、今後進展する老朽化に対する施設の安全対策の強化と将来の改築・更新に係るライフサイクルコスト（以下、「LCC」という。）の縮減や平準化を図るため、公園施設長寿命化計画を策定することを目的とする。

第3条 準拠する法令等

本業務は、契約書並びに本仕様書に定めるもののほか、以下に記載する各種法令等に基づいて実施するものとする。

- (1) 地方自治法及び同法施行令
- (2) 都市公園法、同法施行令及び同法施行規則
- (3) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針
- (4) 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2024
- (5) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン
- (6) 公園施設の安全点検に係る指針
- (7) 公園施設長寿命化計画策定指針
- (8) 個人情報の保護に関する法律
- (9) 南国市財務規則及びその他関係諸規定
- (10) 南国市公園条例
- (11) その他関係法令及び通達等

第4条 提出書類

「受注者」は本業務着手時に、以下の書類を「発注者」に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 管理技術者届及び資格証明書、直接雇用証明書（健康保険書等）
- (4) 業務工程表
- (5) その他必要と認められる書類

第5条 実施体制

「受注者」は本業務の実施にあたり以下の要件を満たす技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

「公園施設長寿命化計画策定業務」の実績を有し、かつ技術士（建設部門－都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）を有するもの

第6条 打合せ協議

「受注者」は、業務の円滑な遂行を図るため、打合せ協議を業務着手時、中間時4回及び成果品納品時に行うことを原則とするが、必要があれば追加の協議を「発注者」「受注者」協議の上、で行うものとする。

なお、打合せ終了後速やかに、「受注者」は打合せ記録簿を「発注者」へ提出し、承認を得るものとする。

第7条 関係官公署への手続き

作業の実施のための必要な関係官公署等に対する諸手続きは「発注者」「受注者」協議の上、「受注者」において迅速に処理しなければならない。なお、「発注者」にのみ申請可能な手続きは、「発注者」が実施するものとする。

第8条 賠償責任

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、「受注者」の責任において解決するとともにその顛末を迅速に「発注者」に報告するものとする。

第9条 機密の保持

「受注者」は本業務の遂行により知り得た情報を「発注者」の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

第10条 成果品の瑕疵

納品後、成果品に瑕疵が発見された場合、「受注者」は「発注者」の指示に従い、必要な処理を行わなければならない。なお、瑕疵に対する処理経費は「受注者」が負担するものとする。

第11条 成果品の帰属

特 記 仕 様 書

本業務の成果品及びデータは、全て「発注者」の所有とし、「発注者」の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。

但し、「発注者」または「受注者」が従前から有していたプログラム構成部品の著作権については、対象から除くものとする。

第 1 2 条 検 査

業務完了後、検査を受け、必要がある場合、速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。また、検査に必要な書類作成及び費用等は、全て「受注者」の負担によるものとする。

第 1 3 条 貸与資料

「受注者」は、本業務に必要と認められる資料を「発注者」より借用できるものとし、借用した資料は責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速やかに「発注者」に返却するものとする。

また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

第 1 4 条 疑義

本特記仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、「発注者」「受注者」協議の上決定するものとする。

第 1 5 条 現場の立入及び身分証明書等

「受注者」は業務の実施にあたり、身分証明書を調査員に携帯させなければならない。必要に応じ、他人の占有する土地に立入って調査をする場合については、関係人の請求があれば身分証明書を提示して、無益な摩擦や紛争を起こさぬようにしなければならない。

第 1 6 条 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日までとする。

第 2 章 業務概要

第 1 7 条 本業務の概要

本業務の業務概要は以下のとおりとする。

(1) 調査業務

①予備調査	1式
②健全度調査と判定	1式
(2) 計画策定業務	
①長寿命化計画の検討と策定	1公園
a. 基本方針の検討	1公園
b. 公園施設の長寿命化対策の検討	1公園
c. ライフサイクルコストの検討	1公園
d. 長寿命化計画のとりまとめ	1公園
②報告書作成	1式

第 1 8 条 業務対象

本業務の対象となる公園施設は下記のとおりとする。

浜改田物流公園 地区公園 4.31ha (サッカー場を含む)

第 3 章 業務内容 (調査業務)

第 1 9 条 業務内容

調査業務における業務内容は下記のとおりとする。

(1) 予備調査	
①地区公園	1公園
(2) 健全度調査と判定	
①一般施設等調査	
a. 一般施設A	9施設
b. 一般施設C	2施設
②遊具等施設調査	
a. 遊具A	2基
b. 遊具B	1基
③建築物等調査	
a. 建築物 (300㎡以下 管理事務所 築30年未満)	1棟

第 2 0 条 計画準備

本業務の実施にあたり、合理的かつ正確に業務を遂行するために、全体工程等の計画を行い、業務実施計画書を作成し、「発注者」の承認を得るものとする。

特 記 仕 様 書

第 2 1 条 予備調査

本業務の対象となる公園施設について、下記のとおり予備調査を実施するものとする。

(1) 資料収集と管理方針区分

①対象とする公園施設について、既存資料（公園台帳等）を収集し、計画策定が効率的に行えるよう、整理すること。

②整理した情報を基に、各施設の規模・機能・利用状況・設置年月日、補修等の履歴・主要部材の素材・消耗材の有無などについて整理を行い、「予防保全型管理を行う施設」「事後保全型施設」の分類を行うものとする。また、「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」及び「公園施設長寿命化計画公園施設種別現況（様式3）」の該当欄に記入を行うものとする。※様式は公園施設長寿命化計画策定指針を参照。

(2) 現地調査

①対象とする公園施設について、現地調査を実施し、公園区域や施設の変更の有無、利用状況や使用休止している施設がないかなどについて把握するものとする。

②事後保全型施設については、健全度調査を実施しないため、目視により把握した劣化や損傷の状況を把握するものとする。

(3) 調査結果とりまとめ

①現地調査の結果を基に、公園台帳等の内容と差異がないか確認を行うとともに、必要に応じて、情報の修正・更新を行うものとする。

②事後保全型施設については、前項にて把握した内容を「健全度調査票（公園概要シート）」（様式は長寿命化計画策定指針を参照。）へ記入し、公園施設長寿命化計画策定後の公園施設の管理に活用できるようにすること。

③予備調査結果に基づき公園施設内の各種施設の位置が把握できるよう施設位置図を作成するものとする。施設位置図には、施設コードを記録し、データベースとの整合が図れるようにすること。

第 2 2 条 健全度調査及び判定

「予防保全型管理を行う候補の施設」の一般施設、遊具、建築物、土木構造物を対象に、個々の施設ごとに健全度調査ならびに危険度・緊急度判定を行い、その結果を「健全度調査票」（各施設シート）（「様式は長寿命化計画策定指針を参照。」以下同じ。）に整理すること。

2. また、調査技術者は以下の条件を満たす、専門技術者を配置するものとし、当該作業を外部の専門技術者に依頼した場合においても、当該業務の主たる部分には相当しないものとする。

のとする。

遊具施設調査：公園施設安全管理士もしくは公園施設製品整備技士の資格を有する、若しくはそれと同等実務経験や知識を有すると「発注者」が認めるもの

建築物調査：1級建築士、若しくはそれと同等実務経験や知識を有すると「発注者」が認めるもの

一般施設及び土木構造物、設備機器等：一級土木施工管理技士の資格を有するもの

3. 各公園に要求される個別の目的を踏まえた調査・点検方法を整理したうえで、施設種類ごとの「健全度調査票」（各施設シート）を作成し、劣化・損傷状況の撮影・記録を行い劣化数量の把握を行う。

4. 調査内容、調査方法は以下のとおりとするが、詳細については「発注者」「受注者」協議の上、決定すること。

(1) 健全度調査（安全点検調査）

①予備調査の結果を基に、公園施設ごとの劣化や損傷状況及び、安全性等を総合的に確認し、公園施設の補修若しくは更新の必要性について、総合的な判定を行うこと。

②擁壁については、宅地擁壁復旧マニュアルの解説に準じ、基礎の状況、擁壁の変形形態としての折損、ハラミ、出偶部の破損、ひび割れを目視等により実施すること。

③施設ごとの健全度調査を行う際、材質ごとに留意点が異なるため、調査職員に事前に確認を行うこと。

(2) 基準等への適合性判定

①健全度調査の結果を基に、個々の施設について、法令、遊具安全基準などの各種基準に対して適合しているか判定を行うこと。

②公園施設がバリアフリー法の基準に適合していないものは、健全度調査票に記入すること。

(3) 健全度・緊急度の判定

①健全度調査結果を基に、公園施設ごとの劣化や損傷状況及び、安全性等を総合的に確認し、公園施設の補修若しくは更新の必要性について、総合的な判定を行うこと。

②健全度調査で得られた情報を基に、施設ごとの劣化や損傷の状況、安全性等を確認し、総合的な判定を「A・B・C・D」の4段階で評価する。

③健全度判定に基づき、施設の補修・更新に対する緊急度（高・中・低）を設定する。

④健全度判定及び緊急度判定のフローは調査職員に確認を行うこと。

※評価基準および緊急度判定は長寿命化計画策定指針を参照。

特 記 仕 様 書

（４） 健全度調査票等とりまとめ

①本条にて調査した結果を整理し、後続する作業で行う計画策定が効率的に行えるようとりまとめを行うこと。

②とりまとめた結果を基に「公園施設長寿命化計画調書（様式2）」及び「公園施設長寿命化計画公園施設種別現況（様式3）」の該当欄に記入を行うものとする。併せて、前条にて作成した公園データベースの更新を行うものとする。

第４章 業務内容（計画策定業務）

第２３条 業務内容

調査業務における業務内容は下記のとおりとする。

（１） 計画策定業務

①長寿命化計画の検討と策定	1公園
a. 基本方針の検討	1公園
b. 公園施設の長寿命化対策の検討	1公園
c. ライフサイクルコストの検討	1公園
d. 長寿命化計画のとりまとめ	1公園
②報告書作成等	1式

第２４条 基本方針検討

調査結果を踏まえ、公園施設の長寿命化基本方針の検討を行うものとする。

（１） 長寿命化のための基本方針

①公園全体の状況と照らし合わせた上で、公園全体のあり方及び各種施設ごとに、長寿命化のための基本方針を検討するものとする。

②長寿命化のための基本方針は、予防保全的管理を前提として、次回以降の定期的な健全度調査の実施方針とその頻度、計画的な補修については、その内容や頻度、ならびに更新時期の判断に関する方針等について、取りまとめを行うこと。

（２） 日常的な維持管理に関する基本方針

公園の管理体制（人員配置・PPP/PFIの導入）に関する方針、年間の維持保全内容（清掃・保守・修繕）に関する方針、日常点検や定期点検などの実施方針（体制・点検方法・頻度・判定基準等）、異常が発見された時の措置方針（連絡体制や想定される措置方法）等について取りまとめを行うこと。

第２５条 公園施設の長寿命化対策の検討

（１） 基本的事項の整理

公園施設の長寿命化対策について検討を進めるにあたり、設定が必要となる基本的な事項を整理する。

（２） 予防保全型管理の具体的対策の検討

①予防保全型管理の具体的対策の検討は、公園施設の長寿命化と機能の確保、安全性の確保及びLCCの縮減を目的とする。

②定期的な健全度調査の方針設定を行うこと。

③予防保全型管理における対策時期及び補修・更新方法設定を行う。

（３） 長寿命化対策費等の算出

①計画期間中に実施する対策に必要な長寿命化対策費等の概算を施設ごとに算出する。

②計画策定後の翌年に実施する対策に必要な費用については、予算要求時に概算で算出すること。

③概算費用は、「維持保全に関する費用」「定期的な健全度調査に関する費用」「補修に関する費用」「撤去・更新に関する費用」とすること。

（４） 事後保全型管理に分類し、計画に位置づける公園施設の対策

事後保全型管理に分類した公園施設について、更新見込み年及び更新費を設定すること。

（５） 公園施設の再編・集約化や新技術の活用

公園施設の再編・集約化や新技術の活用に関する方針の検討を行うこと。

（６） 年次計画の検討

算出した概算費用の平均値を平準ラインとして設定し、施設の補修内容や時期を調整することにより、平準化が検討された年次計画を策定すること。

第２６条 ライフサイクルコストの検討

予防保全型管理とした施設について、予防保全の場合と事後保全の場合のLCCの比較を行うものとし、以下の点に留意し、検討を行うものとする。

（１） 予防保全に必要な工事の内容・費用・時期・使用見込み期間等の設定については、指針案に基づくとともに、「発注者」「受注者」協議の上、決定すること。

（２） 予防保全型管理施設に対しては、定期的な健全度調査を設定（概ね1回／5年以上実施することが望ましい）し、その費用を計上すること。

（３） 予防保全型管理施設に対する長寿命化対策費の計上については、使用見込み期間における長寿命化計画対策費（「定期的な健全度調査に関する費用」＋「補修費」）として、使用見込み期間中に生じる費用として計上するものとする。

特 記 仕 様 書

第 2 7 条 長寿命化計画のとりまとめ

前条までの検討結果を踏まえ、それぞれの公園ごとの長寿命化計画として整理し、その結果を「公園施設長寿命化計画調書（様式1～3）」としてとりまとめを行うものとする。

※様式は公園施設長寿命化計画策定指針を参照。

第 2 8 条 報告書作成等

本業務にて調査・検討した結果を、公園長寿命化計画報告書として取りまとめを行うものとする。

第 5 章 成果品

第 2 9 条 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1)	業務報告書	2.0部
(2)	南国市公園施設長寿命化計画報告書	3.0部
(3)	南国市公園施設長寿命化計画調書（総括表：様式1）	3.0部
(4)	南国市公園施設長寿命化計画調書（都市公園別：様式2）	3.0部
(5)	南国市公園施設長寿命化計画調書（公園施設種類別現況：様式3）	3.0部
(6)	公園施設長寿命化計画基礎資料	3.0部
(7)	ライフサイクルコスト算出根拠	3.0部
(8)	各種施設の点検調査票及び写真	3.0部
(9)	公園データベース	1.0式
(1 0)	上記電子データ	1.0式
(1 1)	その他関連資料	

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量設計費					
設計業務					
長寿命化計画策定					
打合せ協議					明細表 第1号
	式	1			
予備調査					明細表 第2号
	式	1			
健全度調査と健全度・緊急度判定					明細表 第3号
	式	1			
長寿命化計画の検討と策定					明細表 第4号
	式	1			
直接経費					
旅費交通費率分					
	式	1			

委 託 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費	式	1			
直接原価					
その他原価	式	1			
業務原価計					
一般管理費等	式	1			
設計業務価格					

明細表 第 3号
健全度調査と健全度・緊急度判定

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般施設A					
	施設	9			
一般施設C					
	施設	2			
遊具A					
	基	2			
遊具B					
	基	1			
建築物 建物総面積300m2未満					
	棟	1			
1 式 当り					

